

第 1 3 2 回

国有財産近畿地方審議会

日時 令和 3 年 4 月 2 2 日

場所 近畿財務局 8 階大会議室ほか

国有財産近畿地方審議会委員名簿

令和3年4月22日現在

ふりがな 氏名	現職
おか えりこ 岡 絵理子	関西大学 環境都市工学部建築学科教授
おはら まさとし 小原 正敏	弁護士（きっかわ法律事務所）
かねづか たくや 兼塚 卓也	中央復建コンサルタンツ(株) 代表取締役社長 （一社）建設コンサルタンツ協会近畿支部 副支部長
させ みえこ 佐瀬 美恵子	桃山学院大学社会学部 非常勤講師
さとう ゆうこ 佐藤 祐子	(株)国華荘 代表取締役社長
さわき まさのり 澤木 昌典	大阪大学大学院 工学研究科教授
すみ かずお 角 和夫	阪急電鉄(株) 代表取締役会長
はなだ まりこ 花田 真理子	大阪産業大学 デザイン工学部環境理工学科教授
みつおか まさし 光岡 正史	本町不動産鑑定(株) 代表取締役
むらお かずとし 村尾 和俊	西日本電信電話(株) 相談役
※50音順（敬称略）	10名

第132回 国有財産近畿地方審議会

令和3年4月22日

【角会長】 定刻になりましたので、ただいまから第132回国有財産近畿地方審議会を開催いたします。

今回は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえまして、対面とオンラインの併用の開催となります。

それでは、事務局から会議成立の報告をお願いいたします。

【増田管財総括第1課長】 管財総括第1課長の増田でございます。

初めに、オンラインで御出席の委員に御案内いたします。カメラは常時オンにさせていただき、マイクは御発言のとき以外はオフをお願いいたします。御発言の際は挙手マークをクリックしていただき、御発言の意思表示をお願いいたします。

それでは、会議成立の報告をさせていただきます。国有財産法施行令第6条の8第1項では、地方審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開き議決することができないとされており、本審議会は10名で構成されており、本日は9名に御出席いただいておりますので、委員の半数以上の御出席となり、有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、過日、会長代理の森本委員から御退任のお申出がございました。それに伴いまして委員の交代がございましたので、新たに委員に御就任いただいた方を御紹介させていただきます。村尾和俊様でございます。

そのほかの委員の方々に異動はございませんので、本日御出席の皆様につきましてはお手元の名簿にて御紹介に代えさせていただきます。

また、当局におきまして昨年の7月に異動がございましたので、御紹介させていただきます。

近畿財務局長の奥でございます。

【奥局長】 奥でございます。

【増田管財総括第1課長】 管財部長の来田でございます。

【来田管財部長】 来田でございます。よろしく申し上げます。

【増田管財総括第1課長】 以上、御報告いたします。

【角会長】 それでは、初めに、奥近畿財務局長様から御挨拶をお願いいたします。

【奥局長】 失礼いたします。ただいま御紹介にあずかりました近畿財務局長、奥でございます。

去年7月、夏の7月に財務局長を拝命いたしまして着任いたしました。本日の審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変御多用のところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。今回は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえましてオンラインも併用しての開催とさせていただいております。御不便をおかけすることがあるかと思いますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

さて、委員の先生方もよく御承知のことかと存じますけれども、当審議会は国有財産法に基づきまして設置をされている審議会でございます。国有財産の管理処分の適正を期するために委員の皆様方からの御意見を賜り、御審議をいただく場でございます。

昨年2月に開催いたしました前回の審議会におきましては、一昨年の6月に本省の財政制度等審議会の国有財産分科会からの答申を受けまして、この審議会において留保財産の選定基準について御審議をいただきました。この財審の答申におきましては、今後は希少性の高い国有地は売却をせず、所有権を留保して、定期借地という方法によりまして有効活用を図っていくこととされるなど、国有財産の管理処分方針が大きく見直されたところでございます。

本日は、前回のこの審議会にて答申をいただきました留保財産の選定基準に基づきまして、新たに3つほど財産を留保財産として選定することにつきまして、この場で御審議をお願いしたいと考えてございます。詳細はこの後、事務局から御説明いたしますけれども、委員の皆様方にはどうか忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【角会長】 先ほど事務局から報告がございましたように、会長代理の森本様が退任されました。国有財産法施行令第6条の5第3項では、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理するとされておりますので、改めて私から会長代理を指名させていただきたいと思っております。

会長代理につきましては村尾委員様にお願いしたいと思っております。村尾委員、よろしくをお願いいたします。

【村尾委員】 村尾でございます。

ただいま角会長から御指名を賜りましたので、受けさせていただき、微力ながら務めさせていただきますと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

【角会長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の審議は、諮問事項1件、報告事項が3件でございます。

なお、審議会の開催結果、議事録につきましては近畿財務局のホームページで公開することとなっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

それでは、事務局から諮問事項の御説明をお願いいたします。

【来田管財部長】 改めまして、管財部長の来田でございます。私の方から、資料に基づきまして説明させていただきます。

昨年2月10日に開催させていただきました第131回国有財産近畿地方審議会におきまして、近畿財務局における留保財産の選定基準と、2つの国有地を留保財産に選定させていただくことについて、御審議いただいたところです。

今回の審議会におきましては、新たに3つの国有地を留保財産に選定することについて御審議いただきますが、新しく御就任いただいた委員もいらっしゃいますので、初めに、留保財産とその選定基準について簡単に説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

こちらは前回の審議会で使用させていただいたものと同じ資料ですが、これまで未利用国有地のうち、国として保有する必要のないものにつきましては速やかに売却することを原則としていました。その結果、注書きにもありますとおり、全国の未利用国有地のストックは平成13年度末には約1万6,000件ありましたが、平成29年度末では約3,000件と、16年間で約2割の水準まで減少してしまいました。

このため、特に都市部において大規模な国有地の希少性が高まっており、今ある国有財産を現在世代のみのために費消するのではなく、将来の地域・社会のニーズに備えるために、各地域に一定程度の国有財産を確保しておく必要があるのではないかという問題意識が生じていました。

こうした点を踏まえ、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申におきまして、地域にとって有用性が高く希少な国有地については、売却するのではなく、国が所有権を留保することによって将来のニーズにも対応すべきとされました。この所有権を留

保する財産を留保財産と呼んでいます。

2 ページを御覧ください。

留保財産の選定・活用の手順としましては、①初めに、留保財産の選定基準の策定、つまり、どのような財産を留保するかという基準を策定し、②次に、留保財産の選定、つまり、選定基準に基づいて具体的にどの財産を留保するかを決定し、③個々の留保財産について利用方針の検討を行った上で、④最後に利用方針の決定、つまり、個々の留保財産を具体的にどのように活用していくかを決定することとなります。このうち①、②、④と、要の部分で審議会に御審議いただくこととしています。

①の留保財産の選定基準の策定については前回の審議会でも御審議いただいたところですが、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき有用性が高く希少な土地としては、人口の多い地域に所在し、一度手放すとその再取得が困難となるような土地が考えられます。

3 ページを御覧ください。

留保財産の選定基準としましては、地域と規模で基準を設けており、近畿財務局では地域に関する要件を、大阪市をはじめとする9市、これは近畿圏整備法における規制都市区域を有する市としており、このうち最新の国勢調査に基づく人口集中地区としています。規模に関する要件については、介護や保育などの分野における国有地の活用実績や再取得の可能性などを踏まえ、2,000平方メートル以上の土地とさせていただいたところです。

ただし、この基準を機械的に当てはめるのではなく、上記の地域・規模を目安としつつ、上記以外の地域も含め、それぞれの地域や個々の土地の実情等の個別的な要因も考慮して総合的に判断して選定するものとしております。

例えば、2,000平方メートル以上あったとしても、土地の形状や接道状況が悪ければ留保財産にふさわしくないものもあるでしょうし、反対に、9市以外の地域に所在する土地であっても、その地域の主要な駅から至近であるなど留保財産にふさわしいものもあるだろうということで、今回御審議いただく3つの国有地のうち2つは、9市以外の地域に所在する国有地であります。

なお、留保財産の利用方針につきましては、留保財産に選定させていただいた後、地域の公共団体への意見確認や民間へのヒアリング等を通じてニーズを把握した上で方針案を作成させていただき、先ほど説明したとおり、改めて審議会に諮問させていただいて決定することとなります。

それでは、今回諮問させていただく3つの国有地について説明させていただきます。

4ページを御覧ください。

3つの国有地の広域図になります。

3つの国有地は、大阪府、滋賀県、和歌山県の府庁、県庁の所在地にあります。

それでは、それぞれの土地について順番に御説明します。

5ページを御覧ください。

初めに、大阪府中央区谷町二丁目の国有地についてです。

赤丸部分が対象地です。周辺には国の大阪合同庁舎第1から第4号館、大阪家庭裁判所のほか、大阪府庁、大阪府公館、大阪府警察本部、府立大手前高等学校等の国や公有の施設が集積しています。

6ページを御覧ください。

周辺図になります。

対象地は黄色の部分、大阪府中央区谷町二丁目31番ほか1筆。数量は約4,700平方メートルです。

本地は大阪メトロ谷町線天満橋駅の最寄り出口から約200メートル、大阪市内の重要路線である谷町筋に面しており、都市計画は商業地域で、建蔽率は80%、容積率は800%です。画地形状は谷町筋に面する間口が15メートルほどの袋地状ですが、東側においても幅員約7メートルの市道に接面しています。

現在は大阪法務第2合同庁舎の敷地として使用中ですが、令和4年9月に完成予定の大阪合同庁舎第6号館に入居官署を移転させて廃止し、令和5年3月をめどに引き受ける予定です。

本地の概算価格は、路線価132万円に土地の面積を掛けますと、約62億円でございます。

7ページを御覧ください。

現況写真でございます。

奥の茶色い建物が大阪法務第2合同庁舎です。周辺のビルに隠れて全体を確認できていませんので、8ページの航空写真を御覧ください。

この黄色部分が敷地となります。

9ページを御覧ください。

それでは、本財産の留保財産選定理由を説明させていただきます。

本財産は大阪市の人口集中地区に所在する約4,700平方メートルの国有地であり、留保財産選定基準の地域・規模要件に該当します。大阪市の中心部に所在し、重要路線である谷町筋に接道するため、一度手放すと再取得することは非常に困難であるほか、官庁施設が多数集積する地域に所在するために、将来における行政需要が見込まれる希少な土地と考えます。

以上のことから、留保財産に選定しようとするものです。

続きまして、大津市の土地について御説明します。

10ページを御覧ください。

赤丸部分が対象地でございます。

本財産は大津市の中心市街地に所在し、近隣には国の大津びわ湖合同庁舎、大津地方裁判所のほか、滋賀県庁等が集積しています。

11ページを御覧ください。

周辺図となります。

対象地は黄色の部分、滋賀県大津市御幸町111番3ほか6筆。数量は約4,200平方メートルの土地です。留保財産選定基準の規模要件には該当するものの、地域要件には該当していません。

本地はJR琵琶湖線大津駅の北西約400メートル、京阪電鉄京津線上栄町駅の北東約200メートルに所在し、都市計画は商業地域で、建蔽率は80%、容積率は400%です。

市の中心市街地では、マンション建設が進んだことなどにより、平成17年以降、人口が増加しており、中心市街地活性化事業が実施されていることなどから、様々な地域ニーズが見込まれます。

本財産は、近畿農政局大津統計・情報センター、滋賀行政評価事務所及び滋賀労働局の3官署の庁舎跡地で、移転により廃止され、現在は更地になっています。なお、滋賀労働局の敷地約1,200平方メートルにつきましては、令和4年度中に引受け予定でございます。画地形状は中央の市道を挟むようにコの字型ですが、三方で市道に接面しています。

概算価格は、路線価11万円に土地の面積を掛けますと、約5億円です。

12ページを御覧ください。

現況写真です。建物は全て解体されており、現在は更地になっています。

13ページを御覧ください。

周辺の航空写真です。黄色部分が敷地となっています。撮影時期がやや古いため建物が写っていますが、現況写真のとおり、現在は更地になっています。

14ページを御覧ください。

それでは、本財産の留保財産選定理由を説明させていただきます。

本財産は留保財産選定基準の地域要件には該当していませんが、大津市の主要駅の近隣に所在する約4,000平方メートルの土地であり、一度手放すと再取得は困難です。

また、国の合同庁舎等にも至近であることや、活性化が図られている中心市街地に所在することなどから、将来における様々な行政需要等が見込まれ、本地域において希少な土地と考えますことから留保財産に選定しようとするものです。

最後に、和歌山市の土地について御説明します。

15ページを御覧ください。

赤丸部分が対象地です。

本財産は旧紀州藩和歌山城の三の丸の一部であったものです。県庁や市役所等の官公庁は和歌山城を中心として所在し、周辺の旧城下町が市の中心市街地を形成し、県の行政・経済の中心地となっています。

16ページを御覧ください。

周辺図となります。

対象地は黄色の部分、和歌山市二番丁2番ほか1筆。数量は約3,000平方メートルの土地で、留保財産選定基準の規模要件には該当するものの、地域要件には該当していません。

本地はJR紀勢本線和歌山駅の南西約1.5キロメートル、南海本線和歌山市駅の南東約1.3キロメートルに所在し、都市計画は商業地域で、建蔽率80%、容積率400%です。

なお、本地は立地適正化計画における都市機能誘導区域、居住誘導区域に指定されています。本財産は建て替え前の和歌山地方合同庁舎の敷地約1,900平方メートルと、隣接する和歌山地方裁判所の敷地の一部、約1,000平方メートルで、裁判所の敷地につきましては令和3年度中に引き受けする予定でございます。

画地形状は約30メートル掛ける100メートルの長方形をしており、2方で市道に接面しています。

概算価格は、路線価10万5,000円に土地の面積を掛けますと、約3億円でございます。

なお、本財産自体の面積は約3,000平方メートルですが、現在の合同庁舎及び裁判所の敷地を含めた国有地全体の面積は約1万8,000平方メートルで、国有地のみで1つの街区を形成しています。

17ページを御覧ください。

現況写真でございます。

本件財産は、左奥の7階建ての建物の敷地とその手前の裁判所の駐車場の一部でございます。

18ページを御覧ください。

周辺の航空写真で、黄色部分が対象地でございます。

19ページを御覧ください。

それでは、本財産の留保財産選定理由を説明させていただきます。

本財産は、留保財産選定基準の地域要件には該当していませんが、和歌山市の中心市街地であり、県の行政・経済の中心地でもある地域に所在する約3,000平方メートルの土地であり、一度手放すと再取得することは困難でございます。

また、約1万8,000平方メートルの国有地の一部を形成している希少な土地でありますことから、将来的な行政需要にも応えるため、一団の国有地として保有した上での最適利用を図るため、留保財産に選定しようとするものでございます。

以上が、諮問事案の留保財産の選定についての御説明です。御審議のほどよろしく願いいたします。

【角会長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。ございませんでしょうか。

【岡委員】 すいません、手を挙げています。岡です。

【角会長】 岡委員、どうぞよろしく。

【岡委員】 いずれも中心市街地で、市の中でも重要な市街地の中心にございまして、手放すということはやはりあり得ない、御説明いただいた内容についてはそのとおりだと思って賛成をしております。

ただ、長きにわたって空き地の状態で柵に囲まれて、そういう場所が市民、国民から見るとほったらかし状態に見えることが問題だと思います。柵に囲まれた状態で広い空き地が使えないという状態にありますので、面倒くさいとは思いますがけれども、地域のほうか

ら例えばお祭りに使いたいとか、今、時期的には難しいですけども、いろいろ空き地として使いたいというふうな要望がありましたら、ぜひ積極的に協力していただいて使っていただく、暫定利用のようなことも考えていただきながら時間を経過させていただきたいと思います。景観上もよろしくないし、国に対する感情もあまりよろしくないと思いますので、その点、よろしくお願ひいたします。

【角会長】 岡委員様、ありがとうございました。

ただいまの御質問に関しまして、事務局から回答をよろしくお願ひいたします。

【来田管財部長】 御質問ありがとうございました。

岡委員のおっしゃるとおり、長期間放置しておくのは非常に目立ちますのでよくないと思っておりますので、できるだけ早く利用計画のほうを策定いたしまして活用していきたいと思っております。

また、どうしても時間がすぐにできるものではございませんので、その間にはやはり一時的な貸付けというのでも積極的に行いつつやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【角会長】 今、御回答がありました。恐らくプロポーザルコンペか何か分かりませんが、計画されることになると思うんですけども、大体のスケジュール感といえますか、どれぐらい、例えば1年とか2年とか、その辺の感覚が分かればお願ひします。

【来田管財部長】 今回の3物件につきましては、まだ引受けをしていない物件というのもございますので、翌年、例えば来年というのはなかなか難しゅうございますし、建物につきましても解体をしなければいけないというふうには考えております。ですから、今回留保財産に選定させていただいた後、まず、地元の公共団体さんとの協議というのでも進めさせていただきながら、解体撤去が終わりましたらできるだけ速やかに何らかの形で有効活用を図っていきたいなというふうには思っております。

ただ、どうしても1年後、目安としては2年後という形で考えてはいるんですが、少し解体撤去も時間がかかりますので、できるだけ早くとしか今言いようがございませんが、これだけの中心市街地にある大きな土地でございますので、先ほどおっしゃられたようにここを空き地にしていますとやはり非常に目立つところでございますので、できるだけ早く、速やかに利用計画を策定できるように頑張りたいと思っております。

以上でございます。

【角会長】 ありがとうございました。

岡委員さん、よろしゅうございますでしょうか。

【岡委員】 はい。もちろん計画が速やかにつくられるというのも1つ大事なことであり、暫定利用というふうな形で貸し付けるということもありだと思いますし、また、1日、2日で地元の町内会や、商店街が使いたいということがあったら対応していただけたらと思います。

特に大津ですか、和歌山のほうも、既に空き地になっているところは1日、2日、十分に使えるような土地だと思いますので、そういう細かなことにも対応していただけたらなと。

これは希望です。よろしく願いいたします。

【角会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問のある方はおられませんでしょうか。

【小原委員】 小原でございます。挙手しておりますけれども。

【角会長】 よろしくお願ひします。

【小原委員】 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

私も、今、岡先生がおっしゃったように、今回の選定、いずれも異存はございません。特に1番目の谷町の物件、私は弁護士ですので法務局へよく行っておりますけれども、行政需要があるということもよく分かりますので、適切に有効に利用していただきたいと思うんですが、2番目の大津市の選定理由の中に、行政需要が見込まれるということと併せて、3つ目の黒丸で地域ニーズも見込まれるという記載がございますけれども、これは具体的にはどのようなことを想定して記載されているのか、この辺りを御説明いただければと思います。

【角会長】 それでは、事務局、よろしく願いいたします。

【来田管財部長】 ありがとうございます。

大津市のニーズでございますが、現在、大津市のほうで中心市街地の活性化事業という形で、大津駅から琵琶湖のほうの浜大津港に向かった区域をにぎわいのある街にしたいというふうな計画で、今、区画整理とかも始めております。そういった計画も見ながら、地元の大津市さんとも協議をしながら、どういったニーズがといたしますか、どういった活用するのが一番まちづくりに適するのかといったことも協議しながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

【小原委員】 ありがとうございます。大津市については、行政需要だけに絞り込むのではなくて、今おっしゃったような計画も踏まえて最適の有効利用があれば、それを検討

していくという理解でよろしいですね。

【来田管財部長】 はい。

【小原委員】 ありがとうございます。

【角会長】 それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

【花田委員】 申し訳ありません。花田でございます。

【角会長】 お願いいたします。

【花田委員】 ただいまの大津の物件、非常によく、といたしますのは、割と近くに住んでおりますのでよく存じ上げておりました、ちょうど商店街ですとか、そういうところとも近い地域になっております。駅からのちょうど、私がこうやっても皆様には映らないと思いますが、東側のほうに商店街がございます。それから、北のほうにも商店街がございます、縦横に商店街が巡っている、そのすぐ近くでございます。今、大津市はまたにぎわいを取り戻そうということで、大津駅と、それから浜大津を結ぶエリアの活性化を考えておりました、多分そこにこの土地というのはすごく活用の可能性が高いところかなというふうに近くで見ているように感じております。

ただ、一番最初の御指摘の岡先生の、「ここ、どうなってるの?」という感じでずっとあるままという、それもちょっとあまりよろしくないかなと思いますので、なるべく早くこの土地が大津市の活性化に役立つような、そうしますと国に対しての感情も非常に高まると思いますので、ぜひ早く利用を考えていただけるといいなというふうに思いました。

たまたま近くに住んでいるものですから、情報までということで御説明させていただきました。ありがとうございます。

【角会長】 今、複数の委員の方から、フェンスで囲ったまま長期間何もしないのとはという御意見がございましたが、先ほど事務局からの御説明で、解体の期間が要するという御説明がありましたけれども、当然解体を前提に地元協議あるいはコンペをやることは可能ですので、解体が終わらないと協議とかプロポーザルコンペに入れないということではないと思いますので、御意見をおっしゃられた委員の先生の意向を酌んでいただいて、できるだけ早期にということと、可能であれば暫定利用ということも併せてよろしくお願ひしたいと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決に移らせていただきます。この諮問事項につきまして、原案どおり決定することによろしゅうございますで

しょうか。

(「異議なし」の声あり)

【角会長】 御異議がないようでございますので、原案どおり決定ということで答申をさせていただきます。

それでは、続きまして、事務局から報告事項の説明をお願いいたします。

【山田管財部次長】 管財部次長の山田でございます。

私からは、報告事項といたしまして、庁舎の使用調整と、国公有財産の最適利用（エリアマネジメント）につきまして、お手元の資料に基づき簡単に御報告させていただきます。

それでは、お手元の資料のうち、庁舎の使用調整についてを御用意ください。

私ども財務局は、国有財産法第10条に基づく国有財産の総括機関といたしまして、既存庁舎等の効率的な使用を推進するとの観点から、庁舎の空きスペース等につきまして省庁横断的な入替調整を行うなどの必要な調整を行っているところでございます。

資料の1ページを御覧ください。

前回のこの審議会以降、当局におきまして国有財産法第10条に基づく調整を行いました、大阪合同庁舎第3号館ほか3つの庁舎の調整事案について御報告させていただきます。

次のページを御覧ください。

まず1件目ですが、大阪府中央区に所在します大阪合同庁舎第3号館の調整事案でございます。

現在整備しております大阪第6合同庁舎の整備等に伴う移転退去によりまして、当該庁舎に空きスペースが生じることから、狭隘の状況にあります現在入居中の大阪国税局の事務室を拡張することによりまして、狭隘の解消を図る調整を行ったものでございます。

次のページを御覧ください。

2件目の、京都府京丹後市に所在します京丹後区検察庁につきましては、当局が実施いたしました国有財産実地監査により余剰が認められていたことから、新たな行政需要によりまして、庁舎の設置を必要としていた福知山河川国道事務所の監督官詰所を入居させる調整を行ったものでございます。

次のページを御覧ください。

3件目は、大阪府北区に所在します桜ノ宮合同庁舎でございます。

こちらは、国有財産実地監査により余剰が認められ、これまでに近畿地方環境事務所を入居させる調整を行っておりました。今回の調整は、残余のスペースにつきまして、新た

な行政需要により、狭隘となっております現在入居中の近畿中国森林管理局及び近畿地方環境事務所のそれぞれの事務室を拡張したほか、共用倉庫を新たに設置する調整を行ったものでございます。

次のページを御覧ください。

10条調整事案の最後は、滋賀県高島市に所在します今津法務総合庁舎でございます。

こちらも国有財産実地監査により余剰が認められ、これまでに別地の単独庁舎に入居していました高島森林事務所や、民間ビルに入居していました自衛隊滋賀地方協力本部高島地域事務所を入居させる調整を行っておりました。今回の調整は、このうち高島森林事務所入居に伴う改修工事に予定外の費用が必要となることが判明したことから、移転費用を削減するため、当初の予定から入居場所及び調整スペースの変更を行ったものでございます。

庁舎の使用調整につきましての御報告は以上でございます。

続きまして、国公有財産の最適利用（エリアマネジメント）について御報告させていただきます。

お手元の資料の1ページを御覧ください。

まず、国公有財産の最適利用についてでございます。

国有財産の総括機関であります私ども財務局が、各省各庁を取りまとめ、地域の様々な課題の解決に向けて地方公共団体などと連携をしながら、中長期的な観点から国公有財産の最適利用を推進するものでございます。

次のページにイメージ図がございます。

国も地方も、公的施設の耐震化や老朽化への対応が求められているところでございます。また、人口減少に応じた公的施設の集約・再編・活性化等も必要な状況でございますが、国、地方ともに財政状況は極めて厳しい状況でございます。

そうした中、これまで公的施設においては国と地方がばらばらに整備を行っているのが実状でございましたが、できるだけ相互に連携し、公的施設の効率的な再編や最適化を図っていこうという取組でございます。

次のページを御覧ください。

この国公有財産の最適利用につきましては、政府の方針としまして取り組んでいるものでございまして、国と地方公共団体等で国公有財産の最適利用に向けて協議会というものを立ち上げ、最適利用の実現可能性等についての検討・調整に取り組んでいるところでござ

ざいます。

当局におけます協議会の設置状況については、資料の4ページのとおりでございます。

令和3年3月末時点では、近畿管内における協議会の設置数は12団体となっております。新たな設置も予定しているところでございます。

次のページを御覧ください。

協議会を設置しました地方公共団体との間で策定いたしました、4件の国公有財産の最適利用に向けたプランを御報告させていただきます。なお、今回の御報告の事案は、いずれも既存の施設を活用する事案となります。

それでは、6ページを御覧ください。

1件目は、和歌山県和歌山市の事案でございます。

和歌山県では、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際に、内閣府等の防災関係機関と連携した活動をするための災害時の活動拠点となるスペースの確保が課題となっておりました。そのため、和歌山県庁南別館に隣接しておりました、国の庁舎でありました旧和歌山税務署を転活用し、県庁内の部署を移転させることにより、県庁内のスペースを確保するというものでございます。

これによりまして、県庁内における災害対応施設の拡充が可能となったものであり、地域のまちづくりにおける災害対応のために国有財産が活用されることとなった事案でございます。

次のページを御覧ください。

2件目は、和歌山県海南市の事案でございます。

海南市では、JR海南駅周辺を都市機能誘導区域として街の拠点づくりを進めている中で、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備える災害活動への対応が課題となっております。そのため、拠点づくりの一環としまして、中心市街地に所在しております国家公務員の海南合同宿舎の空き室を市の防災対応職員の居住施設として活用することで、国施設の有効活用を図るとともに、緊急時の対応に備える地域防災力の向上に寄与することとなった事案でございます。

なお、当該合同宿舎におきましては、地域住民が使用できる災害時の緊急避難場所や備蓄倉庫としても活用しているものでございます。

次のページを御覧ください。

3件目は、公有施設を国が活用する大阪市の事案でございます。

浪速国道事務所では、道路整備事業エリアに応じた拠点活動を必要としておりましたが、必要とする事業エリア内には活用可能な国の施設がございませんでした。このため、大阪市との協議会におきまして、市が所有する公有施設の活用について調整を行った結果、大阪市水道局の境川営業所跡を借り受けることが可能となったものです。

これによりまして、浪速国道事務所は主要な道路事業エリア内への速やかな移転によりまして、早期の事業効率化や行政サービスの向上を図ることが可能となるものであり、大阪市においても公有施設の有効活用が図られた事案でございます。

次のページを御覧ください。

最後は、こちらも公有施設を国が活用する兵庫県西宮市の事案でございます。

来庁者の多い西宮公共職業安定所は、建物の老朽・狭隘のほか、耐震性能が不足するなど、庁舎の早期の整備が必要となっております。本事案も、周辺には活用可能な国の施設がなかったことから、西宮市との協議会におきまして市が所有する公有施設の活用について調整を行った結果、消防局が別地移転を予定しておりました旧西宮市消防局庁舎の一部を借り受けることが可能となったものでございます。

これによりまして、西宮公共職業安定所は、初期の移転費用を抑え、早期にハローワークとしての行政サービスの向上を図ることが可能となり、西宮市におきましても駅前のにぎわい創出につながる公有施設の有効活用が図られた事案でございます。

国公有財産の最適利用につきましての報告は以上でございます。

【角会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして質問がございましたらよろしくお願いたします。

村尾さん、何かございませんか。

【村尾委員】 ございません。結構です。

【角会長】 ございませんでしょうか。

いい話ですから、特に御異議はないように思いますので、それでは、次の報告事項の御説明をお願いします。

【上乘管財部次長】 管財部次長の上乗でございます。

続きまして、平成30年12月に開催されました第129回審議会で御審議、御答申をいただいた事案の処理結果につきまして、御報告させていただきます。

資料は、社会福祉法人に対する定期借地による貸付についてでございます。

1 ページを御覧ください。

神戸市東灘区に所在する約9,700平方メートルの国有地を、社会福祉法人平成記念会に老人介護施設等のため定期借地により貸し付けることにつきまして、処理適当の御答申をいただいた事案でございます。

平成31年3月13日に契約したことにつきましては、同年5月に開催されました第130回審議会の場で御報告させていただきました。

今回は、御審議の際に改めて御報告させていただくこととしておりました、2期整備の医療型障害児入所施設の処理状況につきまして御報告いたします。

昨年、予定どおり2期施設に係る神戸市からの許認可等の手続が整ったことを受けまして、貸付財産の利用計画の変更を行うとともに、昨年9月7日付で一部変更契約を締結いたしました。

次のページを御覧ください。

対象財産は、阪急電鉄神戸線御影駅の北方約1キロメートルに所在しています。

次のページを御覧ください。

左側赤枠が御報告済の1期の老人介護施設等で、本年4月1日に開所されました。

右側青枠が2期の医療型障害児入所施設で、来年、令和4年4月の開所が予定されております。

最後のページを御覧ください。

施設の完成予想図となっております。現在、社会福祉法人において順調に整備が進められているものと承知しております。

本事案の処理結果につきましては以上でございます。

【角会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につき、御質問をよろしく願いいたします。

以前、少し経営が大丈夫ですかというふうな御質問がございましたけども、その後、どんな状況でございますか。

【上乘管財部次長】 無事に本年4月に開所されておりますので、これから順次スタートしているという状況でございます。

【角会長】 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、御質問がないようでございますので、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。

最後に、局長から一言お願いいたします。

【奥局長】 委員の先生方、本日は貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。

審議の中で、岡先生、それから花田先生から御意見として、留保財産になりましてから国有地が長期間、いろいろ検討過程などで利用に供されない状態で、長期間放置されているといったようなことにならないように、地域活性化に資するような、できるだけ早い有効利用というものを進めるべきというような御指摘、御意見、あるいは地元で特に短期間、1日、2日も含めて短期間のみ使いたいといったようなニーズが、計画策定のそれとは別にそういったニーズがあるようであれば、柔軟に対応といったような御指摘もいただいたところです。

それに関連して、角会長のほうからは、解体工事を伴うような留保財産の場合であっても、解体が終了し終わるまで待つということ、終了を待って検討するという、検討を始めるということではなくて、暫定利用も含めて早急に利用を進めるようにというような、そういう方向での検討をとったような御意見も頂戴をいたしましたところであります。

それから、小原先生のほうからは、利活用に当たっては必ずしも行政需要のみに限定的に考えるというべきではなくて、地域活性化に資するような利活用の在り方というもの幅広く検討の対象に加えるべきであるというふうな御指摘をいただいたかと存じます。

皆様方から頂戴しました御意見を踏まえまして、今後、適切に処理を進めてまいりたいと思います。特に何人もの先生方から御指摘いただきました、留保財産になる国有財産、地元との関係ですね、地元からどのような目で見られるかといったようなこと、このような御指摘は非常に重要な点だというふうに考えております。私どもも地元、地域とよくコミュニケーションを取りながら、今後の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

今後とも、国有財産行政はもとより、財務行政全般にわたりまして御指導、御助言をいただきますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

【角会長】 局長、どうもありがとうございました。

後日、事務局から議事録の確認がございますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第132回国有財産近畿地方審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —